

## 特定事業所集中減算の対象外とする正当な理由の範囲について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の第3の10（4）に定める「正当な理由の範囲」については、当該通知に定める①から⑤までの例示のとおりとする。

また、⑥に定める「その他正当な理由と市町村長が認めた場合」は、次のとおりとする。

### 1 対象事業所

当該居宅介護支援事業所が、愛知県が指定した調査機関における外部評価を自主的に受けているもの

### 2 正当な理由と認める場合

判定時に除外する居宅サービス事業所が愛知県の介護サービス情報公表システムにおける公表を行っている場合で、紹介率最高法人の事業所が次に該当するとき

#### (1) 訪問介護 次のいずれかに該当する場合

ア 特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所がある場合で、当該事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下になるとき

イ 通院等乗降介助の行える事業所が当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満であり、当該事業所の通院等乗降介助を記載しているケアプランを除外し計算すると算定結果が80%以下になる場合

#### (2) 通所介護（地域密着型通所介護を含む） 次のいずれかに該当する場合

ア 栄養改善体制加算、口腔機能向上体制加算及び個別機能訓練体制加算の全ての加算を算定している事業所がある場合で、当該事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下になるとき

イ 事業所を選んだ理由として、利用者の居宅から最も近い事業所であるということが、アセスメント、ケアプラン等に明記されている者がいる場合で、該当するケアプランを除外し計算すると算定結果が80%以下になるとき